

第七十六号議案

仙台市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

令和六年二月十六日提出

仙台市長 郡 和子

仙台市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

仙台市消防団員等公務災害補償条例（昭和三十二年仙台市条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号中「八千九百円」を「九千百円」に改める。

別表中「一二、四四〇円」を「一二、五〇〇円」に、「一三、三二〇円」を「一三、三五〇円」に、「一〇、六七〇円」を「一〇、八〇〇円」に、「一一、五五〇円」を「一一、六五〇円」に、「八、九〇〇円」を「九、一〇〇円」に、「九、七九〇円」を「九、九五〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第五条第二項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた仙台市消防団員等公務災害補償条例第五条第一項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第十五条の二に規定する年金たる損害補償（以下「年金たる損害補償」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（年金たる損害補償を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る年金たる損害補償については、なお従前の例による。

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、非常勤消防団員等に係る補償基礎額を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。